

- ① 請求書に記載・押印されている証券の要項、請求者の氏名・印影が該当の印鑑票と一致していることを確かめる。
 - 請求書の印影が印鑑票と相違しているときは、その旨を記載した適宜の書面を印鑑票に添付する。
- ② 請求書の処理欄に「印鑑票送付日付」を表示する。
 - * 送付する印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であり、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）を送付するときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票送付日付」と表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。
- ③ 印鑑票・請求書とその郵便局へ送付する。
 - * 送付する印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票等と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）も送付する。

書面の例示

6年7月1日	
○○郵便局 御中	○○銀行○○支店
記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更 請求書について	
貴局から、標記請求書の送付を受けましたが、これに押された印が届出印と相違しております。	
については、請求書に届出印を押したうえ、支払場所変更の手続きを行って下さい。	
なお、届出印を紛失しているときは、改印の手続きを行って下さい。	
以上	